

令和3年4月から

精神障害者入院医療費助成制度 申請時に手帳が必要となります

この制度は、精神障害により入院した場合に、保険診療の自己負担額の一部を助成するものです。

令和3年4月1日以降に入院した分については、申請時に精神障害者保健福祉手帳が必要となります。

	令和3年3月31日までの入院分について	令和3年4月1日以降の入院分について
申請時添付書類	①申請書 ②健康保険証 ③銀行口座のわかるもの ④領収書原本(保険診療の確認できるもの)または所定の証明書	①申請書 ②健康保険証 ③銀行口座のわかるもの ④領収書原本(保険診療の確認できるもの)または所定の証明書 ⑤精神障害者保健福祉手帳

■精神障害者保健福祉手帳について

この手帳は一定の精神障害のあることを認定するものです。

所持することにより、所得税、住民税等の控除、公共施設使用料の免除、バスや航空会社の運賃割引があるほか、障害者雇用の対象となります。また、令和2年8月から1級の方は、市の重度心身障害者医療費助成(所得・年齢要件あり)の対象となるなど、さまざまなメリットがあります。

なお、申請してから千葉県の審査を経て交付されるまで3か月ほどかかりますので、お早めにご申請いただきますようお願いいたします。

詳しくは下記までお問合せください。

問い合わせ

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課 精神医療係
電話番号：047-436-2729 FAX：047-433-5566